

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年12月14日(2006.12.14)

【公表番号】特表2002-529144(P2002-529144A)

【公表日】平成14年9月10日(2002.9.10)

【出願番号】特願2000-580554(P2000-580554)

【国際特許分類】

A 6 1 F	9/007	(2006.01)
A 6 1 F	5/56	(2006.01)

【F I】

A 6 1 F	9/00	5 4 0
A 6 1 F	5/56	

【手続補正書】

【提出日】平成18年10月19日(2006.10.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 鼻涙管の点状開口内に挿入するための点口プラグであつて、

(a) 基部に近いヘッド部分と、

(b) 前記点状開口内に適合するようにサイズが定められた末端ボディ部分と、

(c) 外周部及び実質的に該外周部の回りに形成された少なくとも1つの折り目を有する中央シャフト部分であつて、該少なくとも1つの折り目に起因して、撓むこと及び長さが変化することのうち少なくとも1つが可能である、前記中央シャフト部分と、を含み、

前記ヘッド部分及び前記シャフト部分は、少なくとも部分的にボアを画成する、前記点口プラグ。

【請求項2】 前記シャフト部分は、前記少なくとも1つの折り目に起因して、撓むこと及び長さが変化することの両方が可能である、請求項1に記載の点口プラグ。

【請求項3】 前記シャフト部分は、前記少なくとも1つの折り目が形成された上側部分と、前記ボアの円柱部分を画成する下側部分と、を備える、請求項1に記載の点口プラグ。

【請求項4】 前記シャフト部分は、少なくとも1つの凸部分及び少なくとも1つの凹部分を備え、これらの部分は協働して前記少なくとも1つの折り目を画成する、請求項1に記載の点口プラグ。

【請求項5】 前記シャフト部分は、複数の凸部分及び複数の凹部分を備え、これらの部分は前記シャフトの回りに所定の長さに沿って交互に配置されている、請求項4に記載の点口プラグ。

【請求項6】 前記シャフト部分には壁が形成され、前記少なくとも1つの折り目は、前記壁の少なくとも1つの角状うねりである、請求項1に記載の点口プラグ。

【請求項7】 前記シャフト部分は、前記ボディ部分から前記ヘッド部分への方向に、より小さい直径となるようにテーパー状に形成されている、請求項1に記載の点口プラグ。

【請求項8】 前記シャフト部分は、前記少なくとも1つの折り目ににおいて、及び、該折り目に隣接したところで、実質的に一定の厚さを有する壁を備える、請求項1に記載の点口プラグ。

【請求項 9】 (d) 前記シャフトに向かって折れ曲がり可能なリムを画成する、張り出したスカート部と、を更に含む、請求項 1 に記載の点口プラグ。

【請求項 10】 前記ボディ部分は、円錐スカート部分を備え、該ボディ部分は、静止摩擦手段を提供する外側表面を備える、請求項 1 に記載の点口プラグ。

【請求項 11】 鼻涙管の点状開口内に挿入するための点口プラグであって、

(a) 基部に近いヘッド部分と、

(b) 前記点状開口内に適合するようにサイズが定められた末端ボディ部分と、

(c) 内壁及び外壁を有するシャフトであって、これらの壁には、該シャフトの長さに沿って少なくとも 1 つのうねりが各々形成されている、前記シャフトと、

を含む、前記点口プラグ。

【請求項 12】 前記少なくとも 1 つのうねりは滑らかである、請求項 1 1 に記載の点口プラグ。

【請求項 13】 前記少なくとも 1 つのうねりは角を持つ、請求項 1 1 に記載の点口プラグ。

【請求項 14】 前記シャフト部分は、前記ボディ部分から前記ヘッド部分への方向に、より小さい直径となるようにテーパー状に形成されている、請求項 1 1 に記載の点口プラグ。

【請求項 15】 前記少なくとも 1 つのうねりは、前記シャフト内に螺旋状折り目を画成する、請求項 1 1 に記載の点口プラグ。

【請求項 16】 (d) 前記シャフトに向かって折れ曲がり可能なリムを画成する、張り出したスカート部と、を更に含む、請求項 1 1 に記載の点口プラグ。

【請求項 17】 前記ボディ部分は、前記シャフト部分から分離した円錐スカート部分を備え、該ボディ部分は、静止摩擦手段を提供する外側表面を備える、請求項 1 1 に記載の点口プラグ。

【請求項 18】 鼻涙管の点状開口内に挿入するための点口プラグであって、

(a) 基部に近いヘッド部分と、

(b) 前記点状開口内に適合するようにサイズが定められた末端ボディ部分と、

(c) シャフトの所定長さに沿って複数の湾曲部分が形成された壁を有する、前記シャフトと、

を含む、前記点口プラグ。

【請求項 19】 前記複数の湾曲部分のうち少なくとも幾つかは、凸状である、請求項 1 8 に記載の点口プラグ。

【請求項 20】 前記シャフト部分には、前記凸状湾曲部分の各々の間ににおいて、前記シャフトの実質的に外周回りに折り目が形成されている、請求項 1 9 に記載の点口プラグ。

【請求項 21】 前記複数の湾曲部分のうち少なくとも幾つかは、凹状である、請求項 1 8 に記載の点口プラグ。

【請求項 22】 前記シャフトには、前記凸状湾曲部分の各々の間に極部が形成されている、請求項 2 1 に記載の点口プラグ。

【請求項 23】 複数の湾曲部分が凸状であり、前記シャフトは、該シャフトの前記所定長さに沿って少なくとも 1 つの周辺凹状湾曲部分を更に備える、請求項 1 8 に記載の点口プラグ。

【請求項 24】 前記シャフト部分は、前記ボディ部分から前記ヘッド部分への方向に、より小さい直径となるようにテーパー状に形成されている、請求項 1 8 に記載の点口プラグ。

【請求項 25】 (d) 前記シャフトに向かって折れ曲がり可能なリムを画成する、張り出したスカート部と、を更に含む、請求項 1 8 に記載の点口プラグ。

【請求項 26】 前記ボディ部分は、円錐スカート部分を備え、該ボディ部分は、静止摩擦手段を提供する外側表面を備える、請求項 1 8 に記載の点口プラグ。

【請求項 27】 鼻涙管の点状開口内に挿入するための点口プラグであって、

- (a) 基部に近いヘッド部分と、
- (b) 前記点状開口内に適合するようにサイズが定められた末端ボディ部分と、
- (c) 所定長さを持つ壁を有するシャフトであって、該所定長さに亘って該壁は一定でない率で厚さが変化する、前記シャフトと、
を含む、前記点口プラグ。